

宮津高校伊根分校跡地での飲食料品等小売施設整備・運営事業提案募集実施要領

1. 実施の目的

町内唯一のスーパーであった「JA全農京都Aコープいね」が令和3年4月に閉店し、今後近隣で飲食料品を購入できなくなるのではとの不安が広がっている。また、令和3年度に開催した「京都府立宮津高等学校伊根分校跡地活用検討会」では、保育所、定住促進住宅、飲食料品小売施設の3つが活用案として提示されており、飲食料品等小売施設の整備及び運営を行う事業者を募集するもの。

2. 事業概要

当町の指定する場所(下記(1))で飲食料品等小売施設を運営する事業者を募集するもので、基本協定締結後に施設設計段階からの参画を想定している。設計・建設に係る費用負担区分は事業者の提案を基に協議することとするが、店舗の内装及び機械器具を除き当町が負担することも想定している。

(1) 整備箇所

宮津高校伊根分校跡地(グラウンドの西側部分)
(京都府与謝郡伊根町字日出地内 ※別紙参照)

(2) 必須条件

飲食料品、日用品等小売施設(売場面積300㎡以上)を運営すること
整備後10年以上の運営を継続すること
店舗の設計(条件が整えば建築工事発注も含め)を行うこと

(3) その他の条件

医薬品販売や調剤薬局スペースを内部に設ける提案も可能とする。その場合の建物面積は概ね1,500㎡を上限とする。

土地を無償提供することが可能である。

整備する施設を町所有とする場合の賃借料を無償とすることも可能である。

(4) 営業開始想定日

令和8年4月1日

(最短での営業開始想定、状況により令和9年となることもある。)

3. 参加資格

この事業提案に参加できる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
- ③ 租税を完納している者。
- ④ 本町から指名停止の措置を受けていない者。
- ⑤ 日本国内に本店、支店、事業所等がある法人。
- ⑥ 暴力団又はその構成員の統治下にある者でない者。

⑦申込時点で、売場面積 300 m²以上の飲食料品小売施設を複数店舗運営している者。

4.スケジュール

令和5年10月31日(火)	:	募集の開始
令和5年11月13日(月)	:	質問書受付締切
令和5年11月17日(金)	:	質問に対する回答
令和5年11月22日(水)	:	参加申込書受付締切
令和5年11月30日(木)	:	企画提案書等提出締切
令和5年12月6日(水)	:	ヒアリング
令和5年12月	:	結果通知(予定)
令和6年1月	:	基本協定締結
令和6年10月目途	:	詳細計画、設計策定完了
令和7年度	:	用地造成及び建設工事
令和8年4月	:	営業開始

5.質問の受付及び回答

この事業提案に関する質問の受付及び回答の方法は、次のとおりとする。

(1) 質問の受付

①受付期限：令和5年11月13日(月) 午後3時まで(必着)

②提出方法：電子メール

※質問書(様式5)に記入のうえ、電子メールにて提出し、必ず電話で受理確認をすること。

(2) 質問の回答：令和5年11月17日(金)までに伊根町公式ホームページに掲載する。

6.参加申込書の提出

この事業提案に参加希望する者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

①事業提案参加申込書(様式1)

※受付印を押印した参加申込書の写しが必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封すること。

②会社概要書(様式2)

(2) 提出部数：1部

(3) 提出期限：令和5年11月22日(水) 午後5時まで(必着)

(4) 提出場所：伊根町役場企画観光課

(5) 提出方法：郵送による。郵便書留により提出期限までに必着とする。

7.事業提案書等の提出

この事業提案に参加する者は、次の要領で企画提案書等を提出すること。ただし、提出期限までに企画提案書等の提出を行わない者は、参加申込書の提出がなかったものとみなす。

(1) 提出書類

①事業提案書(様式 3)

②整備・運営計画書(様式 4)

(2) 提出期限：令和5年11月30日(木) 正午まで(必着)

(3) 提出部数：2部(正本1部)

(4) 提出場所：伊根町役場企画観光課

(5) 提出方法：郵送による。郵便書留により提出期限までに必着とする。

8.ヒアリングの実施

適正に協定事業者を選定するため提出された事業提案書等の内容についてヒアリングを実施する。

ただし、提案者多数の場合は、書類選考を実施し、選考を通過した事業者のみに対してヒアリングの実施を依頼する場合がある。なお、ヒアリングは提案者が1者の場合でも実施する。

また、ヒアリングは、オンラインによって行う場合がある。

(1) 日 時：令和5年12月6日(水)

(2) 場 所：伊根町コミュニティセンター ほっと館 ※変更の可能性あり。

(3) 時 間：1事業者につき1時間程度

(4) 参 加 者：3人以内

9.協定事業者選定

(1) 選定方法：提出された書類及びヒアリングで徴取した情報を総合的に判断し選定する。

(2) 選定結果：選定に至った経緯等の公表は行わないものとする。

(3) 結果通知：結果は、提案者に対し速やかに文書にて通知を行う。

10.基本協定締結

伊根町は、協定事業者とさらに事業実施方針や手法等について協議・調整を行い、正式に決定したうえで、基本協定を締結する。

11.参加事業者の失格

参加事業者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に不備があると主管課が判断した場合

(3) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(4) 公平な審査を阻害する行為があった場合

(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当した場合

12.その他留意事項

- (1) この事業提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 事業提案書は、1者1案とする。
- (3) 提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (4) 書類提出後の提案等の修正又は変更は、一切認めない。
- (5) 提出された書類は返却しない。
- (6) 選定に関する異議は、一切受け付けない。

13.書類の提出場所及び問合せ先

伊根町役場企画観光課 担当 濱野

所在地：〒626-0493 京都府与謝郡伊根町字日出 651

電話番号：0772-32-0502

メール：propo@town.ine.lg.jp

以上